

事業名	飼料関係対策事業費	財務コード (事業)	317405
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	飼料適正使用推進事業費
------	-------------

担当部課室	農政 部 畜産 課 安全・衛生 担当 (内線)	5264
-------	-------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H15 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 畜産農家、飼料製造・販売業者	その対象をどのような状態にして 飼料全般について適正な取扱をしている。	結果、何に結びつけるのか 食の安全・安心
	事業の内容 ※主に23年度 ○流通飼料対策推進検討会及び講習会の開催(年1回) 対象者:飼料製造・販売業者、農協職員、畜産経営者 ○研究会の開催(年1回) ○飼料適正使用の巡回指導(年2回)、普及啓発 『飼料の適正使用の手引き』200部 配布先:農家、市町村、農協等 ○収去検査 ・飼料添加物残留検査 検査対象:鶏卵鶏18戸、ブロイラー12戸 ○立入検査 ・栄養性検査 検査対象:飼料製造業者、飼料販売業者 ・安全性検査(肉骨粉) 検査対象:牛飼養農家		
根拠法令等	飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律、食の安全・安心確保交付金実施要領等		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 ①飼料添加物残留検査数 ②肉骨粉検査数 ③栄養性検査数	30検体	30検体	30検体	30検体	30検体	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績から設定 データの出典等 家畜保健衛生所実績報告
	13検体 10検体 計53検体	15検体 5検体 計50検体	9検体 10検体 計49検体	15検体 5検体 計50検体	15検体 5検体 計50検体	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	98.0 %				
成果指標 残留検査、立入検査における違反事例件数	0件	0件	0件	0件	0件	成果指標 目標設定の考え方 違反事例が無い状態を目標とし、0件とした。 データの出典等 実績報告書(家畜保健衛生所)
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	%				
決算額、予算額	670	681	685	685	685	成果指標によらない成果
(千円) うち一財額	624	635	639	639	639	過去の成果
所要時間(直接分)	196 時間	193 時間	178 時間	178 時間	178 時間	①飼料添加物残留検査 違反事例なし
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間	時間	②肉骨粉検査 違反事例なし
所要時間計	196 時間	193 時間	178 時間	178 時間	178 時間	③栄養性検査 平成18年度以降違反事例なし
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	396	390	360	360	360	

III これまでの事業の見直し・改善状況

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年7月4日施行)に伴い、牛の肉骨粉の飼料への利用の禁止されたこと、飼料安全法の一部改正(平成14年7月4日施行)に伴い、都道府県知事が飼料の使用者に対し報告の徴収及び立入検査が実施出来る旨の規定が設けられたことから、平成15年度から、牛飼養農家で与えられている飼料を対象に肉骨粉検査を実施。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	平成18年度以降、飼料添加物残留検査等において違反事例は無いことから、飼料の適正利用に対する畜産農家及び飼料販売業者の意識も高く、意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図し成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	栄養性検査は、飼料メーカーが製造した飼料の栄養成分表示が適正か否かを確認するものであるため、飼料添加物残留検査・肉骨粉検査に比べ、違反が確認された場合の家畜への影響は少ない。 また、平成18年度以降、違反事例もなく、検査した飼料全てにおいて適正な表示がされている。 このことから、近県の立入対象業者に対する収去数割合(約11%)を参考に、本県の飼料収去割合も約11%(現在:22.2%)に減少することにより、同検査に係る所要時間を削減する。	k

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の削減 l.プロセスの改善 m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
縮小	平成18年度以降、飼料栄養性検査における違反事例がないことから、検体数を見直した場合でも家畜への影響は少なく、引き続き十分な監視を行えると判断し、検体数を減らすことにより検査時間を削減する。 栄養性検査の検体数:10検体 → 5検体(5検体減)

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しが無い場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。